

障がい児福祉サービス以外の支援

■地域支援事業

地域支援

地域の障がい児支援に携わる支援者の技能の向上を目的に、市内の障がい児通所事業所、保育所(園)等の保育士や教諭などを対象とした研修会を実施します。

- ・市内障がい児通所事業所や相談支援事業所を対象とした研修会の開催
- ・保育所(園)等の発達支援の中心的な役割を担う保育士を対象とした研修会の開催や保育所(園)等のクラス担任向けの発達障害児支援に関する研修会の開催

家族支援

家族同士の交流支援や、家族が子どもの障がいの理解と対応について学ぶ講座を開催します。

- ・発達障がい児の保護者を対象とした家庭支援講座（ペアレントトレーニング、家族コミュニケーション講座等）
- ・発達障がい児の保護者同士の交流の場の提供

■学校における作業療法士等による支援

支援専門員の作業療法士等が小学校等に訪問し、子どもたちの発達面で学校生活に困難さを抱えている児童に対し、学習面、運動面及び生活面から学校とともに支援活動を行います。

■相談支援事業

- ・子育てや子どもの発達に不安や課題のある未就学児の家族からの相談を受け付け、助言や関係機関の紹介を行います。（随時）
- ・保育所(園)等の保育士や教諭のほか、市内小中学校、義務教育学校の教員からの発達支援に関する相談を受け付けます。（随時）
- ・臨床心理士（公認心理師）による発達に関する相談、言語聴覚士等による幼児の言葉の発達、発音・吃音に関する相談を行っています。

平日月3回、土曜日月1回の開催で、予約制になります。

予約およびお問合せ連絡先：0256-45-1131